

知的ネットワーク時代の 所有権入門

インターネット普及を妨害する法律ができる?!

第42回

消費者契約法が、インターネット接続サービス プロバイダーの事業を脅かす? (その1)

新しい法律に向けて
経済企画庁が動いている

Q(インターネット接続サービス・プロバイダーの法務担当者):不経済企画庁もとい経済企画庁が「消費者契約法」とかいう新しい法律の立法を提案しているそうですね。

A(弁護士):そうです。平成10年(1998年)1月に、経済企画庁傘下の国民生活審議会消費者政策部会が「消費者契約法(仮称)の具体的内容について」と題する中間報告を発表しました。【①】

Q:ところで、その「(仮称)消費者契約法」の目的は何なんですか?

A:役人の本音はともかくとして、「中間報告」に書いてある「(仮称)消費者契約法」の条文の素案 というより粗(未な)案には、こう書いてありますねえ。

法律の目的

消費者契約法は、消費者契約における契約締結過程及び内容の適正化を図ることにより、消費者利益を確保し、もって国民の消費生活の安定及び向上に資することを目的とする。

Q:ふうむ。それはそれなりにごもっともですな。ですが、我々が提供しているような通信サービスっていうのは、通信回線だとかポートだとかの限られた資源をなるべく多くのお客様 つまり消費者の方々の中で、お一人あたりの料金の負担がなるべく軽くなるようにシェアして使っていたくためのお手伝いをする事業ですよな。消費者の方々同士の譲り合いだとか、消費者と事業者が対等な立場で話し合っ、サービスの水準と料金の水準とが互いに見合ったものにしていく努力があっただけで

きです。そのような視点は「中間報告」にはないのかな?

A:消費者同士の譲り合いによって通信だとか、運輸だとか、電力だとかいったインフラストラクチャを提供するサービスが成り立つんだっていう視点は、「中間報告」にはまったくないですね。

ただ、消費者と事業者が対等な立場で話し合っていくべきだという視点については、一応、「この立法化は、取引における消費者と事業者の関係をより対等なものとし、消費者、事業者双方の自己責任に基づく行動を促すものと考えられる。」という解説が、先の条文案のうしろに載っていますね。これは、印刷されたほうの「中間報告」のバージョンだと3頁にあります。この視点を解説文には入れながら、それを示唆するような表現が条文案にはまったくないというのは、どういう意図が背後にあるのかは、よくわかりませんね。

事業者側の立場を無視した
立法が行われている!?

Q:それはずいぶん性急な立法の仕方のようなすな。政府は、いつごろ国会に法案を出すつもりなんですか?

A:はっきりしませんが、経済企画庁は、今年の夏ぐらいのうちに業界からのヒアリングをさっさと済ませて、来年(1999年)にも法案を出せるようにしてしまおうとしているというウワサ あくまでもウワサですけれどね。ですが、お宅はなにかそんなはなしはおききになってますか?

Q:いや、まったくきいてないね。どういふつもりなのかな。こちらから経済企画庁に出向いてお役人に意見を申し上げたてまつる必要がありそうだな。

A:何も好きこのんで桐喝されにいらっし

ネットワーク知的所有権研究会

弁護士 寺本振透

Teramoto Shinto

<http://www.terra.gr.jp/>

やらなくても。マゾヒストじゃあるまいし。

Q : ということ？

A : 平成10年(1998年)5月14日に開かれた「国民生活審議会消費者政策部会消費者契約適正化委員会(第8回)」の議事録が<http://www.epa.go.jp/98/c/19980514kokuseishin.html>に掲載されているからご覧になったら？

この日は、社団法人全国宅地建物取引業協会連合会と、社団法人不動産流通経営協会と、社団法人不動産協会とからヒアリングがされてるんですけど、ヒアリングってもんじゃなくて、委員の側からヒアリングに応じた方々に対して「少し勉強が足りないのではないのでしょうか」などと「お上にたてつくのか。バカヤロー」といっぺんばかりの暴言が浴びせられているんですがね。しかも、議事録ではどの委員がしゃべったかは記載されていないので、役所の権威をかさにきてこんな暴言を吐いた悪徳委員が誰だかわからんのですよ。何かいわれたらきちんと異議を述べて議事録に記載するように強く要求するだけの度胸がないとあんな御白州には出られませんよね。

おまけに、呼び出された人たちにはまだまだ述べたいことがあったらうに、「まだご議論があるかとは存じますが、既に予定の時間を過ぎておりますので、本日の委員会はこのあたりで終わりとさせていただきます」といって、なぞとヌケヌケと行って、まともにヒアリングをしようともせず、居高に業界の意見を聴いてやったという格好だけを整えているわけですね。

Q : それはひどい。ところで、我々の業界のヒアリングはあったのかな？

A : すでに、平成10年(1998年)4月21日に開かれた「国民生活審議会消費者政策部会消費者契約適正化委員会(第7回)」^①で、社団法人テレコムサービス協会と、

社団法人電気通信事業者協会と、社団法人日本テレマーケティング協会とから犠牲者の方々が御白州に引き出されてますね。今から何かいっても手遅れかもしれませんね。ヒアリングといいながら委員のほうがよく喋っているようにみえるのはどういことかな？ なんだか、経済企画庁という役所の権威をかさにきた委員連中による事業者の糾弾会とか人民裁判といったおもむきですね。議事録を読んでも業界から呼び出された方たちはなんだかオドオドしてしまってますね。

Q : やれやれ、日本の立法はひどいもんだな。

「消費生活」の定義の あいまいさ

Q : ところで、我々のダイアルアップ接続サービスは、もっぱら個人のお客様のために提供しているわけですが、「消費者契約法」は適用されるのかな？

A : おそらくそうでしょうね。細かい説明実は説明がものすごくいいかげんでちょっと細かいので頭が痛いんですけどね。は「中間報告」をご覧くださいとして、「中間報告」が提案している条文の案をちょっと読んでいただきますよ。いくつかの条文案がからんできますから、「中間報告」の頭に載っているものから順番にみていきましょう。

消費者の定義の要件

「消費者」の定義の要件は、消費生活において、事業に関連しない目的で行為すること、自然人であること。

① この「中間報告」は、<http://www.epa.go.jp/98/c/19980121c-chukan-1.html>に掲載されている。

② 議事録は、<http://www.epa.go.jp/98/c/19980421kokuseishin.html>

Q:「消費生活」って何なの？

A:さあ？

Q:頼りないな。弁護士のくせに。

A:そんなこといわれたって、わからないものはわかりませんよ～。他の法律でこんなことばが出てくるわけじゃないし、(仮称)消費者契約法の案文に定義があるわけじゃないし、「中間報告」の中に解説らしい解説があるわけじゃないですしね。

Q:まったくお手上げですな。

「事業に関連しない目的」のほうは、いくらなんでも解説してくれるんだろうね。例えば……だ。個人でダイヤルアップ接続サービスを契約されるお客様は、このサービスを、仕事にも、趣味にも、買い物など家庭での生活にも、多様にお使いになる方がほとんどですよ。これって、事業に関連することになるのかな。それとも、関連しないことになるのかな。

A:ううむ。個人事業者が自分の事業に使っていると「事業に関連しない目的」とは言い難いのかなあ？ だけど、インフラサービスって、電話にしる、水道にしる、電気にしる、鉄道にしる、道路にしる、事業目的だろうが個人的な目的だろうが、それにかかわらず使うものだよ。たまたま仕事に使うことがあるからって消費者が保護されなくなるのも変だな？

Q:またまた頼りないな。

A:いや、「中間報告」の提案がものすごくいい加減なんだから、仕方がないじゃないですか。サラリーマンが自分でダイヤルアップ接続サービスを契約して、会社がまだインターネットにつながっていないんで、自分で契約してるサービスを使ってる場合とか、会社のドメインにきたメールを自分が契約しているプロバイダのアドレスに“.forward”して出張先や家で使っている場合なんかはどうなのかな？ 消費者自身

の事業じゃなくて、雇い主の事業に関連してるだけだから「事業に関連しない目的」になるのかな？ それとも仕事は仕事だから「事業に関連する目的」なのかな？

事業者の定義は不要！？

Q:弁護士がクライアントに質問してて、いったい、どうするんだろうね？ まったくどうしようもないな。

A:やはり条文の提案が"超"いい加減なところは不景気庁もとい経企庁に文句をたれることにして次に進みましょう。次は、「事業者」の定義ですよ。

事業者の定義の要件

「事業者」の定義の要件は、事業に関連する目的で行為すること、自然人又は法人その他の団体であること。

Q:我々のような通常のインターネット接続サービスプロバイダーが、「事業者」に該当することは議論するまでもありませんよね。だけど、一般の人々が集まって事実上の団体 アソシエーションとでもいうかなを作って、会費を出し合って、インターネット接続をする場合がありますよね。このアソシエーションって「事業者」になるのかな？

A:うーむ。「中間報告」は、「消費生活」の意味を明らかにしないまま、「消費生活」の反対側が「事業」だと思っているらしくて、「事業」の意味もはっきりしないんですよ。何を血迷ったか

なお、「事業者」は、「消費者契約」を、例えば「『消費者』と『事業に関連する目的で行為する者』の間で締結される

全ての契約」と定義するとした場合、「消費者」の契約の「相手方」として、その概念の内容が自然と限定されるため、「事業者」という定義は必ずしも必要とされないとも考えられる。

とのんきなことを言っているんです。

アソシエーションをそれなりに組織だてて、新しく参加してくる会員が契約する相手がアソシエーション自体だつてことになると、どうしても、「アソシエーションが会費を対価として会員にサービスしている」という形にみえますよね。そうすると、営利事業じゃないにしても、「事業」でないとは言いがたいのじゃないのかなあ。ですが、多くの会員で限られた資源をシェアしながら使おうとするわけですから、どうしても個々の会員に対して厳しい条件つまり逆からいうと、一時的にサーバがダウンしたりポートの数が足りなくなったりして通信ができなくなっても、アソシエーションは免責されますよ、という条件を課さないといけませんよね。あとで議論することになるとは思いますが、こういった契約条項が無効となつては相互扶助をやつてられないですよ。

Q:それは、相互扶助の精神でここまで発展してきたThe Internetにとっては由々しき問題ですね。ところで、アソシエーションをきっちりとした団体として構成しないで、「契約は、全ての会員同士で結ぶ」というやり方もありますよね。会員が20人、30人となつてくると無理があるけれど。この場合、誰かが誰かに対して対価をもらってサービスしてるわけじゃないから、(仮称)消費者契約法は適用にならないのかな?

A:それについては、「中間報告」が提示する次の条文「消費者契約の定義」

の議論になりますね。条文の案はこうです。

消費者契約の定義

「消費者契約」の定義は、「消費者と事業者の間で締結される全ての契約」とする。

Q:すると当事者がすべて消費者であれば、(仮称)消費者契約法は適用されないものと考えてよいわけですね。

A:一応は、そのようにいえるのかもしれませんが、消費者同士が集まって相互扶助をしようとする場合にも、消費者の数が増えるに従って、能動的(アクティブ)な消費者と受動的(パッシブ)な消費者とが出てくるものではないでしょうか。そのとき、受動的な消費者は、能動的な消費者に対して対価を支払ってサービスを受けているような雰囲気になってこないとも限りませんよね?

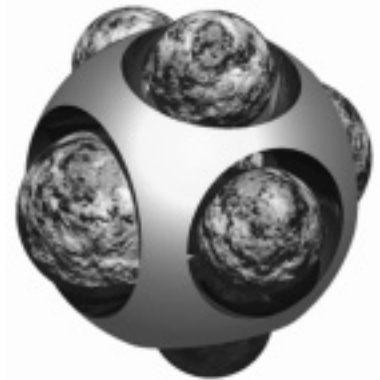
Q:そうすると、もし、サービスの水準に不満が出てくると、受動的な消費者が、「能動的な消費者は実は事業者である」と考えて、(仮称)消費者契約法を使って契約の取消や無効を主張して、払った会費を返してくれと請求することがないとはいえないですね。

A:おっしゃるとおりです。そのときに、裁判所がどのような指針に基づいて問題を解決すべきかという指針は法律の中には示されておられません。消費者同士の協同行為をするときにも、アクティブな方は不安にさらされることになりますね。

Q:いろいろと問題がありますね。契約条項の中身の解釈についてはどのような提案がなされているのでしょうか?

A:それについては次回に議論しましょう。

(つづく)



e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からの質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp